

事 務 連 絡  
令和4年10月11日

各都道府県・各市町村情報通信担当課  
各都道府県・指定都市教育委員会担当課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課  
総務省総合通信基盤局電気通信事業部  
事業政策課ブロードバンド整備推進室

#### 光ファイバ未整備地域における学校の通信ネットワーク環境整備について

文部科学省では、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実など、教育の質を向上させることをねらいとする「GIGA スクール構想」を推進しているところであり、児童生徒の1人1台端末等のICT環境を活用した新しい学びが全国各地で開始されています。

このような中、離島等の地域によっては光ファイバが未整備である等の理由で、学校の通信ネットワーク環境について改善が必要である又は今後必要性が生じうる可能性があることと承知しています。

文部科学省としては、全ての学校において児童生徒が1人1台端末等を日常的に活用できる環境整備が重要であると認識しており、特に学校が所在する地域で光ファイバの整備の必要性が認められる場合には、教育委員会と首長部局が連携し、地域の実情等を踏まえながら、通信ネットワーク整備に向けて取り組むことが重要です。

光ファイバの整備に当たっては、総務省において、5G・IoT等の高度無線環境の実現に向け、条件不利地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯）において、地方公共団体、電気通信事業者等による高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備等の整備に対する支援を行っているところです。

こうした事業も活用いただきながら、引き続きGIGAスクール構想の実現に向けて学校の通信ネットワーク環境整備に取り組んでいただくようお願いします。

なお、事業の活用に当たって、御希望・御不明点等ある場合は、管轄する総合通信局等又は末尾記載の総務省担当部署へお問い合わせくださいますよう、よろしく申し上げます。

以上を踏まえ、私立学校主管部課におかれては、主管する学校から光ファイバ整備に関する要望等があった場合に、通信基盤整備担当部署へ連携する等適宜対応いただくようお願いいたします。

このことについては、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、各国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、周知くださるようお願いいたします。

(参考)

○文部科学省HP GIGA スクール構想の実現について

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/other/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/other/index_00001.htm)

○総務省HP ブロードバンド基盤の整備

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/broadband/index.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/broadband/index.html)

**【本件担当】**

(GIGA スクール構想について)

文部科学省初等中等教育局

修学支援・教材課 情報企画推進係

TEL：03-5253-4111（内線 3148）

E-Mail：[shugaku-kyozai@mext.go.jp](mailto:shugaku-kyozai@mext.go.jp)

(光ファイバ整備について)

総務省総合通信基盤局電気通信事業部

事業政策課 ブロードバンド整備推進室

TEL：03-5253-5866（直通）

E-Mail：[koudo@soumu.go.jp](mailto:koudo@soumu.go.jp)